

厚生・文教常任委員会協議会

- 1 日 時 令和元年9月24日（火）
午前10時～午前11時
- 2 場 所 第2・第3委員会室
- 3 出席委員 （委員長）大野慎治、（副委員長）榎谷規子
谷平敬子、黒川武、須藤智子、井上真砂美、関戸郁文
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 福祉課長 富邦也、同社会福祉グループ統括主査 小南友彦
- 6 事務局出席者 議会事務局統括主査 寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 報告事項

（1）児童虐待防止について

福祉課長：概要説明。市民からの通報又は相談を受け付け、子育てのサービスに繋げることで支援できると判断される比較的軽微なケースは、市町村が中心となって対応している。県の児童相談所は、市町村の対応や支援の状況の管理、対応してきたケースについて、行政権限の発動の必要に伴う技術的助言を行っている。なお、一時保護や立入調査、児童福祉施設への入所など、行政権限の発動を伴うような困難ケースについては、県の児童相談所が対応している。

虐待防止の推進については、資料のチラシを配布し、広報いわからでは専用ダイヤルの周知に努めている。

なお、質疑があるかと思うが、個別のケースについてはお答えできないので留意されたい。

同社会福祉グループ統括主査：ケースを取り扱うときは、何が正解かわかからない、結果が全てという状況で、非常に緊張感がある。福祉課社会福祉グループ内に、家庭児童相談室を設置して対応している。家庭児童相談員が2名、職員1名、グループ長と課長で対応している。発見から対応まで、福祉課だけでは出来ないため、他機関、他課との連携が極めて重要である。岩倉市では、そうした連携のため、岩倉市要保護児童対策地域協議会を設置しており、毎月第3水曜日に定例会議を開催し、実務者が集い、意見交換や相談を行っている。一宮の児童相談所、江南警察署生活安全課少年係、健康課、学校教育課、子育て支援課、主任児童委員と、福祉課が構成メンバーである。

実際の虐待の対応は、通告を受理すると、これまでに相談歴があるか、住民基本台帳で家族構成を確認する等、情報収集をして受理会議を開催する。その情報の中で緊急性がある場合は、直ちに児童相談所に助言を求めたり、その場で通告することもあるが、緊急性が判断できないときは、まずは子どもの安全

確認の方法を話し合う。緊急受理会議で安全確認をする場合には48時間以内に会って安全確認を行うというルールもある。その後、緊急性の判断を含めた援助方針の会議を再度開く。その場で緊急性が認められれば児童相談所から通告というかたちで介入してもらおう。緊急性がなく、市町村での見守りが必要な事案となると、家庭児童相談室の見守りとするのか、関係機関に見守りをお願いするのか、要保護児童対策地域協議会の定例会議の案件として見守りするのかを決定する。虐待が疑われるようなケースでは、なぜそのようなことになったかという家族の思いを聞く等、関係性の構築が必要で、分離と寄り添いの見極めが非常に難しい。

[質疑]

黒川委員：定例会議に係った案件が29件、その内、児童相談所による職権保護が3件とのこと。26件は分類するとどのように分かれるか。どのような対応策を講じていかれたのか。

社会福祉グループ統括主査：今月9月18日に定例会議を開催した際は、要支援（虐待ではないが放置すると虐待につながるおそれがある）、要保護（こちらが虐待とみて対応している）、特定妊婦（出産後虐待につながるかもしれないと妊娠中に健康課から挙がってくるもの、妊婦の時から見守りしている）である。

黒川委員：学校、保育園、一般の方から市に通報があった時、社会福祉グループは最初の対応策を検討し、関係機関との情報連携等を行うことが48時間以内に行うのが48時間ルールだと理解すればよいか。

社会福祉グループ統括主査：通告を受けてから安全確認をするまでの時間である。児相は当番制で24時間対応であるため、児相に話がいくことが多いが、市に通報が来た場合は当直を通して課長に連絡が来る。

黒川委員：要保護は児相の対応となるが、要支援の場合は引き続き見守り活動が必要になると思う。そうした家族が転出した場合、転出先で虐待の結果、子どもが悲しい目に遭わないよう、岩倉で扱っていた事案はケースごと転出先に情報提供し、逆の場合でも情報が入ってくると思う。しかし現在の法制度では情報のやり取りに問題がある等、課題点はどうか。

厚生・文教常任委員会がこのような協議会を開催するのは、児童虐待防止のさらなる対策を6月議会で検討した際、意見書を提出してはという意見もあったが、関連する法令が改正された後だった。厚労省も今後検討を重ね課題を明らかにしていくと思う。その課題検討が始まる前で、我々の調査研究不足だとして意見書は保留扱いとした。厚生・文教常任委員会でも、調査研究をしようと今日に至っている。

話を戻すが、今後、厚労省の中で子どもの懲戒権の問題や、児相が全国的に

都道府県の管轄、或いは中核市の管轄においても人的な問題、法令が微妙に絡むケースも出てくる、専門家の見地などから様々な社会問題が今後話し合われると思う。岩倉市の現場で業務をする過程で、現在の法制度で不備があるのではないか等、法制度を含めた課題の整理はしているか。

社会福祉グループ統括主査：岩倉市では要保護児童対策定例協議会にのっている家庭が転入してきた場合、元々いた場所で扱っていた情報が届く。逆に私たちが取り扱っているケースは、転出先の市に直接、電話連絡し、情報を丸ごと届けている。これは市町村同士の共有の場合である。児童相談所が関わっているケースは、転出元と転入先の児童相談所同士がそれぞれ情報の共有をし、かつ市とも情報共有し一緒に動いたりする。警察が取り扱うケースも同様。身体虐待や重篤な命に係る緊急性がある事案は行政権限のある児相に通告し、それ以外のネグレクト等は親御さんに安全配慮に関してのアドバイス等をしている現状である。

関戸委員：警察、児相、自治体と役割が分かれている。情報共有について、それぞれがやり取りするのではなく、データベースというか、一元管理で取り扱う方向性はあるか。また、隙間に入ってしまった人のカバーはどうするのか。それから、職場においてスキルが蓄積されていくと思うが、異動の際のスキルトランスファーをどのようにしていくか、役所の中で対応のスキルをどのように上げていくのか。

社会福祉グループ統括主査：スキルは、児童相談センターが専門的な助言をする役割がある。そこで受けたスキルを、庁内にためておく。県主催で市町村向けに研修をすることがある。来年か年明けくらいに児相と警察で共同訓練をする。その際、市町村の職員も参加して、どのような流れで行政権限を使っていくのかを見学する機会はある。

福祉課長：情報の一元化は定例会で取った情報を警察、児相がそれぞれ持ち帰り同じ内容のものを全部分かっており市町村も把握はしている。困難事例に関しては、市町村におりてこない事例もある。そのような場合、市町村が関わらないので、その情報は持ち得ていない。

社会福祉グループ統括主査：どの制度にも制度のはざまがあるが、虐待に関しては、春先に学校、保育園や幼稚園など関係機関に家庭相談員が全て訪問する。関係機関の方から声をあげていただきやすいよう、虐待ではないか、と通告していただくのはすごく迷う。明らかなもの以外でも通告しやすいような関係性の構築に努めている。

井上委員：虐待に関しては非常にデリケートな問題で、一步間違えて地域の方々の噂になると家庭ごとの信頼関係を損なうこともあり、秘密保持が重要となるので民生委員が3、4年ごとに変わるのは大変だと思う。私も虐待問題に関

わった事があるが、問題傾聴の判断に至ることが非常に難しい。ベテランの家庭児童相談員は色々な事例を扱っており、どの関係機関に行けば良いかの指示が手際よくでき、安心していた。しかし、家庭児童相談員も代わっていく、職員も代わっていく、その中での情報共有は。また、要保護児童対策協議会になる前、社会福祉協議会の中で通告があった時の対応、傾聴の判断に至るまでどうまとめるのか。

社会福祉グループ統括主査：個人の判断にならないようしている。関係機関から話があると、身体虐待の細かい怪我状況等から緊急性の判断をする。全員が一遍に変わってしまうと厳しいが、残る者でバトンの様に繋いでいくしかないのかと思う。現場としては経験豊富な方が長く続けてほしいという希望はある。

福祉課長：1人で行くケースもあるかもしれないが、個人で対応するわけではなく基本的にはペアで複数対応。後から対応の報告を受けて、どういう対応が良いか確認はしている。

井上委員：見守っていく際に、3か月健診は親が連れてくるわけだが、来られないときに、家庭児童相談員や市の職員は権限として中まで立ち入れないのか。

梶谷委員：これまでも決算、予算の時に健康課の保健師から、健診受診率が100%になるように、岩倉市だと99%以上になっているが、健診に来ない家庭は必ず電話をし、繋がらないと訪問していると答弁されている。

井上委員：以前、家庭児童相談員は子育て支援課に、今は福祉課に所属している。2階でやっていた母子家庭の手続き等が、今は6階になってしまっているので連携は大丈夫か。

福祉課長：手当は子育て支援課であるが、虐待は福祉課で行っている。これらの情報は連携されていて、今のところ困ったことはない。該当者が6階に来ていると連絡はくるので、必要あれば福祉課から6階に行って対応をすることもある。

須藤委員：定例会議に学校の先生は入るか。

社会福祉グループ統括主査：指導主事の先生とスクールカウンセラーが入っている。

須藤委員：学校の先生は毎日子どもの容姿を見らると思う、季節外れな服装をしているとか、親がネグレクトで朝食も食べさせず学校に行かせるとか。なので、一日に学校の給食しか食べない子どもがいると思う。そのような家庭の子は夏休みや冬休み何も家で食べなくなると思うが、学校では把握しているか。また、会議で取り上げられているのか。

社会福祉グループ統括主査：学校側から給食の食べ方が尋常ではない、食べさせられていないのではないかなど虐待事案として要保護定例会に挙げてほし

いと相談がある。

須藤委員：学校から休み前に家庭で食事ができない子どもたちに対して、フードバンク支援を希望する家庭はないのか、アンケート等行っていないのか。

社会福祉グループ統括主査：そのようなアンケートはしていないが、先生方は生活自立支援相談室の状況を知っているので、去年、給食がなくなる長期休み前には、生活自立支援相談室というものがあり、食糧支援等、できる事を記載したチラシを全部の小中学校で全生徒に配っている。その中で相談を2件受け付けた。その相談に対して趣旨を説明したが、それから相談に来なくなったケースはあった。

井上委員：小学校は放課後児童クラブと連携しているが、定例会にはクラブの関係者が参加するか。

福祉課長：子育て支援課の職員が対応しているので出席している。

谷平委員：転出・転入・転居で住民票が分からなくなることはないか。特に転出された方の空白の時間や住民票を放置していることはないか。

社会福祉グループ統括主査：関わっている方が転出すれば、転出先と連携を取り、届を出したかどうかは確認している。

梶谷委員：数年前に所在不明の子どもの問題があった。消えた子供の問題として派遣労働者の場合、子どもがいると入寮条件や就職条件が悪く、派遣切りになるため全国的に消えた子どもがでてくるという情報が流れたため、岩倉市はどうかと調査したこともある。国でも所在不明の子ども問題を綿密に把握できるよう体制が強化された時期が3年前。議会でもそう言った話をしてきた。

井上委員：要保護児童対策委員会で話があがった時や、分離する必要性があると判断したケースは岩倉では施設がないので、どこまで行くのか。

社会福祉グループ統括主査：シェルターのような施設は市でもどこにあるのか分からない。児相の管轄で、県の施設に入所するか民間施設で保護委託かになる。岩倉市内にはない。

井上委員：周りが虐待と思って通告しても、家族は虐待とっていないケースがあり、大問題になる可能性がある。小中学校でも法務アドバイザーがいるが、連携はしているか。

社会福祉グループ統括主査：法務アドバイザーのアドバイスが必要な程の事案は児相になり、児相から法務アドバイザーや警察との情報共有を密にとることとなる。市としてはそのようなケースは児相に相談し移管している。

大野委員長：各市町で痛ましい事件があると、急に対応を取るようになる。校長会、園長会でこのような事案を報告してほしいと福祉課として出向いて依頼しているか。

社会福祉グループ統括主査：園長会に出向いてではなく、各園に出向いて園長と

話をしている。要保護定例会に出席している指導保育士から園長会へ情報を共有し、必要あれば園長会に出席し説明したいと思う。

大野委員長：桑名市の資料を配布したが、桑名市は6年前に児童虐待防止として子どもを守る都市宣言を行った。裏は漫画になっており、読みやすく、わかりやすい事例である。公的なチラシも大事だが、市として独自にわかりやすいチラシを作成すると市民に虐待の通告をしてほしいと呼びかけや連絡に結びやすくなるのではないか、というのが私の考えである。桑名市の事例を紹介させていただいた。岩倉市も児童虐待防止のまち宣言をしたほうが良いと個人的には思う。北名古屋市は市議会が児童虐待防止のまち宣言をしているが、当局より宣言し、独自に取り組んでいくのが望ましいのではないかなと思う。次回、県の児相を取りまとめている方の話を聞く必要はないか。

(発言する者あり)

井上委員：これらの問題は非常にデリケートである。少しでもきつくしかると、周りから虐待と言われるんじゃないかと、親もびりびりしている。虐待というチラシではなく、どのように子育てをしたらよいかという前向きな方向でのチラシがよいのでは。

黒川委員：チラシ作成する話をしているのではない。

大野委員長：桑名市を参考にしたのは、事件が起こらないよう注意して虐待を防止し、子どもを守ろうと呼びかける啓発チラシの事案である。

榊谷委員：岩倉市には子ども条例があるのでこの中に含まれている。これをもっと啓発して読み込んで理解の共有が大切である。

大野委員長：岩倉市は条例に書いてある。市民には見えない、私たちも協議会で知ることもあり、これから勉強していくことも大切である。後は委員長と担当課長で協議する。

(2) その他

特になし。

9 その他

特になし。